

報告事項1（意見聴取）

平成27年5月定例府議会提出予定の議案について

平成27年5月定例府議会に提出予定の教育に関する事務について定める議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

平成27年5月20日

○条例案

- 1 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件
- 2 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

<参考>

○今後の予定

- 5月21日以降 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取
- 5月27日 意見聴取に対する回答期限
- 5月28日 5月定例府議会本会議開会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員人事課

■改正の理由

- ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 105 号）により、医療職俸給表（一）、（二）の改定が行われたことに伴い、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 84 号。平成 27 年 3 月 25 日公布、同年 4 月 1 日施行）により学校医等に係る補償基礎額が引き上げられたため、当該補償基礎額に関し、所要の改正を行う。
- ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、公務災害補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定めることとされている。

■改正の内容

- ・学校医等の公務災害補償の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）

■施行期日

- ・公布の日
（理由）政令が既に施行されており、速やかに改正する必要があるため。
ただし、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・補償基礎額について、財政課と調整済み

大阪府条例第 号

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後						改正前					
		別表（第二条関係）						別表（第二条関係）					
		医師、 歯 科医師又 は薬剤師 としての 経験年数	学校医及 び学校歯 科医師の補 償基礎額	学校薬剤 師の補償 基礎額	学校薬剤 師の補償 基礎額	備考（略）	医師、 歯 科医師又 は薬剤師 としての 経験年数	学校医及 び学校歯 科医師の補 償基礎額	学校薬剤 師の補償 基礎額	学校薬剤 師の補償 基礎額	備考（略）		
	五年未 満	五年以 上	〇三、 七五	五〇、 〇〇	六八、 〇〇		五年未 満	五、 九七	四三、 二〇	二〇、 〇〇			
	五年以 上	一〇年 以上	七九、 四〇	六六、 七〇	八〇、 八〇		五年以 上	〇〇、 四〇	〇〇、 八〇	七八、 〇〇			
	一〇年 以上	一五年 以上	一一、 一〇	七八、 九〇	九〇、 八〇		一〇年 以上	一一、 一〇	五三、 三八	九八、 九〇			
	一五年 以上	二〇年 以上	一一、 二一	五七、 三三	五〇、 三三		一五年 以上	一一、 二一	五三、 三八	九八、 四〇			
	二〇年 以上	二五年 以上	一一、 二一	五七、 三三	五〇、 三三		二〇年 以上	一一、 二一	五三、 三八	九八、 四〇			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（適用区分）

2 新条例別表の規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の改正（概要）

福祉部子ども室子育て支援課

■改正の理由

「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」（内閣府・文部科学省・厚生労働省令第3号）が施行され、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の附則に、特例が追加されたため、本条例の附則に同様の特例を規定するため所要の改正を行う。

■改正の内容

- ・構造改革特別区内において、満三歳未満の園児に対して外部搬入方式により食事を提供している公立保育所について、幼保連携型認定こども園に移行した際も外部搬入方式での食事の提供を認める特例を、追加する。
- ・外部搬入方式での食事の提供を実施する場合、調理室を備えない事ができる特例を追加する。

■施行期日

公布の日。

（理由）内閣府・文部科学省・厚生労働省令が平成27年4月1日に施行されており、速やかに施行する必要があるため。

■政策アセスメント・制度間調整

特になし

大阪府条例第 号

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例)</p> <p>2 平成二十七年三月三十一日において現に保育所（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）第一条に規定する公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を実施しているものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、次に掲げる要件を満たすものは、当分の間、第三十五条第三項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満三歳未満の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>一 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務を受託する者については、幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。</p> <p>四 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。</p> <p>五 食を通じた園児の健全育成を図る観点か</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

3|
ら、園児の発育及び発達の過程に応じて食に
関し配慮すべき事項を定めた食育に関する
計画に基づき食事を提供するよう努めるこ
と。
満三歳未満の園児に対する食事の提供につ
いて、前項に規定する方法により行う幼保連携
型認定こども園にあつては、第三十五条第一項
の規定にかかわらず、調理室を備えないことが
できる。この場合において、当該幼保連携型認
定こども園においては、当該食事の提供につい
て当該方法によることとしてもなお当該幼保
連携型認定こども園において行うことが必要
な調理のための加熱、保存等の調理機能を有す
る設備を備えなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。